

加古川市職員端末広告掲載事業募集要項（月間掲載分）

加古川市職員が業務で使用する端末において、ログオン及びログオフ時に表示する広告の掲載事業者を募集しますので、希望される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、応募してください。

1 広告の仕様等

(1) 端末台数

約 2,000 台

※参考 年間（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）の実績

平日 ログオン Aグループ平均 1,756 回／日 Bグループ平均 1,755 回／日

ログオフ Aグループ平均 1,745 回／日 Bグループ平均 1,746 回／日

(2) 掲載位置

対象となるパソコンのログオン及びログオフ時の画面中央（別紙 1 のとおり）

(3) サイズ等

幅 800 ピクセル、高さ 600 ピクセルの JPG 形式のファイル（データ容量は 300KB 以下）

(4) 募集枠

① ログオン時：4 枠

※上記の募集枠は令和 8 年 4 月 1 日時点の数であり、年度中に変動があります。

(5) 掲載方法

① ログオン時

パソコンの画面中央に広告掲載用のウィンドウを表示し、職員が「閉じる」ボタンを押してから広告を掲載します。掲載する広告は申込みのあった 4 枠を 2 グループに分け、1 日おきに 2 枠を各 8 秒間、計 16 秒掲載します。（別紙 2 のとおり）

また、職員が「一時停止」ボタンを押すことにより、タイマーを止めて広告を閲覧することができます。

② ログオフ時

パソコンの画面中央に広告掲載用のウィンドウを表示し、広告を掲載します。掲載する広告は申込みのあった 2 枠を 2 グループに分け、1 日おきに 8 秒間掲載します。（掲載方法については別紙 2 のとおり）

また、職員が「一時停止」ボタンを押すことにより、タイマーを止めて広告を閲覧することができます。

(6) 掲載期間

掲載期間は令和 8 年 5 月 1 日以降の各月 1 日から末日までの 1 ヶ月を単位とし、最長で令和 9 年 3 月 31 日まで掲載することができます。ただし、掲載を希望する月の広告枠に空きがある場合に限りです。

(7) 掲載広告

端末広告へ掲載する広告の内容については、加古川市広告掲載要綱（平成 26 年 10 月 29 日市長決定。以下「要綱」という。）及び加古川市広告掲載基準（平成 26 年 10 月 29 日企画部

長決定。以下「基準」という。)によるものとする。

2 資格要件

次のいずれかに該当する者は、広告掲載を申込みことはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 営業に関し、法律上登録又は許認可の必要な場合において、その登録又は許認可を受けていない者及び登録又は許認可を取り消された者
- (4) 応募申込に必要な書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (5) 加古川市税を滞納している者

3 申込方法等

(1) 申込方法

(a)かこがわオンライン申請システム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282103/ea/residents/procedures/apply/cee799a9-7f27-4504-9d0c-63ef5698f90b/start>



※「かこがわオンライン申請システム」にて申し込んでいただいた場合は(b)の様式を提出する必要はありません。

(b)直接持参、郵送または電子メール

以下の書類に必要な事項を記入し、直接持参、郵送または電子メールにて「14 事務局」まで提出してください。

- ① 応募申込書(様式1)
- ② 加古川市税確認承諾書(様式2)

※複数枠申し込む場合は、「① 応募申込書(様式1)」を1枠につき1枚ずつ提出してください。「② 加古川市税確認承諾書(様式2)」については1枚で結構です。

(2) 申込受付期間

広告の掲載を希望する月の前月の1日から20日まで

(3) 広告料

ログオン時広告枠1枠あたり 月額 10,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 申込みに関する注意事項

(1) 次の場合の申込みは、無効とします。

- ・申込書に申込者の氏名がないもの
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- ・申込書に鉛筆、シャープペンシル、その他訂正の容易な筆記具により記入したもの

(2) 上記に掲げるもののほか、地方自治法、同施行令、加古川市財務規則その他関係法令を遵守すること。

5 選定方法

申込みの受付順に審査を行い、広告主を決定します。

同月に募集枠を超える複数の申込があった場合は、掲載希望期間が長い申込者を優先することとし、なお決しない場合は職員がくじにより選定します。(当該応募者立ち合い可。)

6 決定の通知

決定の通知は、加古川市職員端末広告掲載決定通知書の郵送にて行います。審査の結果、広告の掲載ができない場合は、電子メールにて通知します。

7 広告画像の提出

広告主決定の通知を受けた場合は、掲載する広告画像を掲載開始日の3営業日前までに電子メールにて「13 事務局」まで提出してください。

8 広告料の納付

加古川市職員端末広告掲載決定通知書の送付日以降に送付する納入通知書により、広告料を全額納付してください。納付期限は納入通知書の送付日から起算して14日後とします。なお、納付期限までに広告料が全額納付されない場合は、納付されるまでの間、広告掲載を一時停止します。

9 広告について

(1) 広告画像の変更

広告画像の変更を希望する場合は、変更希望月の前月20日までに電子メールにて「13 事務局」まで送付し、電話による到着確認を行ってください。広告画像について確認を行った後、各月1日に広告画像の変更を行います。変更の希望がない場合は、前月の広告画像を継続して掲載します。

(2) 広告画像の修正

広告画像が各種法令、要綱、基準及び本要項に違反している、あるいはそのおそれがあるかと判断した場合は、いつでも広告主に対して広告画像の修正を求めることができます。なお、修正が完了するまでの間、広告掲載を一時停止します。また、一時停止期間中の広告料は返還できませんのでご注意ください。

(3) 広告掲載の取消

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、広告掲載を取消します。既に広告料が納付されている場合は、広告料は返還できませんのでご注意ください。また、広告掲載の取消となった事業者は、取消となった日以降、本事業に係る掲載期間の広告掲載ができませんのでご注意ください。

ア 正当な理由なく市の指示に従わないとき。

イ 納入期日から30日を超えても広告料が支払われないとき。

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団構成員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

オ 広告主が本事業によって発生する権利若しくは義務を、第三者に譲渡又は継承したことが判明したとき。

(4) 広告掲載の取下げ

広告主は自己の都合により、広告掲載を取下げることができるものとし、その旨を書面にて「13 事務局」に申出てください。広告掲載を取下げた場合でも、納付済の広告料は返還できません。

10 広告料の返還

広告主の責に帰さない理由により、全ての端末において広告掲載ができなくなった場合は、納付済の広告料の全部又は一部を広告主に返還します。返還額は、広告料を掲載予定月数で除して得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）に、未掲載期間の月数（掲載できなくなった月から起算して、掲載を再開した月又は掲載期間終了月までの月数）を乗じて得た額とし、利子は付しません。

11 協議及び合意管轄

本事業について疑義が生じた場合並びに要綱、基準及び本要項に定めのない事項に関しては市及び広告主双方で協議し、円満に解決するものとします。なお、訴訟による解決を必要とする場合は、本庁舎所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

12 その他

- (1) 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 本事業に要する全ての費用は、事業者の負担とします。
- (3) 本事業において提出された書類等は、返却しません。

13 事務局

加古川市 企画部 デジタル改革推進課 情報基盤管理係

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

E-Mail : kik_jouhou@city.kakogawa.lg.jp

電話番号 : 079-427-9127 FAX : 079-429-2265

営業時間 : 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分